

**令和４年第１２回筑紫野市農業委員会総会
議事録**

令和４年１２月７日 午後３時０１分
筑紫野市役所 ５０６会議室

1 開会日時及び場所 令和4年12月7日 午後3時01分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和4年12月7日 午後3時41分

3 委員氏名

（1）出席者

農業委員

石橋利晴、井上和俊、藤木正文、中山榮二、田川好明、高山スミ子、

天本京子、萩尾博道、久原暢、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾利光、稗田康生、井上ユキエ、平山厚、藤田満弘、八尋洋一、

澤田隆茂、大野正博、岡部清光

（2）欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

砥綿浩行

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 八尋優一

事務局農地担当係長 黒屋和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 森紘志

5 会議に付した事項

農地

報告第40号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第41号 公共工事に係る農地の一時利用届出について

報告第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出について

報告第43号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出について

議案第32号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第33号 農地法第4条の規定による農地の転用許可申請について

議案第34号 非農地証明願について

農政

議案第26号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転について

議案第27号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地の利用権設定について

○議長：こんにちは。定刻過ぎましたので、ただいまから始めていきたいと思います。よろしくお願いします。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第12回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、3番委員の井上さん、それから8番委員の天本さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をお願いいたします。資料はお手元にお持ちと思いますので、よろしくお願いします。それから、議題が終わりました後にも、ちょっと報告とかいろいろございますので、ひとつよろしくお願いいたします。

それでは、1ページをお開けください。

農地法第3条の3第1項の規定による農地の権利移動（届出）に関する件を報告いたします。

報告第40号、議案書のとおり農地の権利移動届出が1件あります。事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外3筆。地積につきましては、田が4,937平米、畑が1,759平米、合計が6,696平米となっております。届出の事由としましては相続。備考欄に書いてありますように、あっせん希望の有無についてはなしということでございます。

以上です。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

（なし）

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

2ページをお開けください。

公共事業に伴う農地の一時利用届出に関する件を報告いたします。

報告第41号、議案書のとおり農地の一時利用届出が1件あります。事務局より説明をお願い

いたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積に関しましては、田が1,293平米、合計1,293平米でございます。届出の内容につきましては、利用目的が道路災害復旧工事に伴う資材置場となっております。利用期間につきましては、令和4年12月1日から令和5年1月15日までとなっております。受付年月日につきましては、令和4年11月21日でございます。

以上で報告を終わります。

○議長：本件について質疑のある方はお願いいたします。

○委員：関連してよろしいですかね。紫橋の建替工事で5年にわたって県が農地の使用をしているんですけども、その届出というのはどうなっているのでしょうか。

○事務局：この事案とはまた別ですかね。

○委員：別で、関連事項としてです。

○事務局：すみません、その件に関してはちょっと所管のほうに確認してみないとちょっと状況とかは分かりませんが、一応順番とかいろいろあると思いますので、また終わった後に調べさせていただきたいと思っております。

○委員：分かりました。5年間工事期間があるということで、その間ずっと農地を資材置場とかの工事用の専用道路とかで使うということで、それが5年間ということで、農業委員会には何も一時利用届出とか出ていないのですね。

○事務局：ちょっと補足、追加で補足させていただきます。

一応農地法上は、国または県が行う農地転用についてはもうかなり特例といいますか、農地転用許可を取らなくていいということになってございます。

○委員：そうですか。

○事務局：それに対して、本件については市が行う事業なので、緊急性とかそういった事案を勘案して届出でいいよ、本来は農地転用許可を取りなさいだけれども、届出でいいよということになっています。

県がやる事業についてはかなり県道の整備とかそういう河川整備とか、県のほうも何もされずに、実際のところは届出とかされないというのがもう実態としてはどうございます。

○委員：それはもう法律的にそれでよいということになっているんですね。

○事務局：そうです。許可不要という内容ではございますので。

○委員：じゃあ分かりました。以上です。

○議長：ちょっと別件というか同じような内容の別件でございましたので、その辺よろしいです

かね。理解しておいてください。

それでは、ほかに質疑ございませんか。

(なし)

○議長：それでは、ないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

3ページをお開けください。

農地法第4条第1項第8号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第42号、議案書のとおり農地の転用届出が2件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1、届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地積に関しましては、田314平米、合計は314平米でございます。届出内容に関しましては、転用目的が駐車場。構造規模は盛土、整地。工事期間は令和4年11月21日から令和4年11月30日までとなっております。受付月日は令和4年11月10日でございます。

続けて番号2、届出者、筑紫野市□□、□□外1名でございます。届出地の表示に関しましては、若江38－1－4。地積に関しましては、田233平米で、土地区画整理事業地内ですので仮換地が191平米、そして合計が233平米でございます。届出内容につきましては、転用目的が自己住宅。構造規模は木造2階建。工事期間は令和4年11月22日から令和5年1月31日までとなっています。受付月日は令和4年11月15日でございます。備考欄にもありますように、土地区画整理事業地内の懸案でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

本件について質疑のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、以上で本件に関する報告を終わります。

4ページをお開けください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第43号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告させていただきます。

番号1、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、鳥栖市□□、□□外1名。届出地の表示、筑紫628－1外1筆。地積は、田1,575平米、土地区画整理事業地内ですので、仮換地の面積が1,162平米、合計1,575平米でございます。届出内容につきましては、転用目的がマンション1室の売買。

契約内容は売買。構造規模は鉄筋コンクリート造りの9階建て。工事期間につきましてはもう施工済みとなっております。受付月日は令和4年11月22日。備考欄にもありますように、土地区画整理事業地内の懸案でございます。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○委員：仮換地の一棟建てのマンションのうちの、分譲マンションの1室の売買ということで、仮換地前だからもともと田んぼか何かに建っているということですよ。これは、持分のどうのこうのはないんですか、マンション。

○事務局：持分は。

○委員：そこまでは、細かい情報としては難しいですか。

○事務局：本来であれば区分所有ですので持分もあるかと思いますが、その部分につきましてはここには上げておりません。

○委員：上げてないだけ。

○事務局：はい。

○委員：ありがとうございます。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、質疑もないようでございますので、以上で本件に関する報告を終わります。

その次の5ページをお開けください。

議案第32号、農地法第3条の規定による農地の権利移動に関する件を議題といたします。

3件ございまして、1番から、1番、2番は関連がございますので、一緒に説明をしていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、地区委員でございます□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○職務代理：番号1、譲受人、筑紫野市□□、農事組合法人□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田365平米、合計365平米。異動の内容、相手方要望。契約内容、交換。

番号2、譲受人、筑紫野市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、農事組合法人□□、□□。申請地の表示、□□外1筆。地積、田396平米、合計396平米。申請理由、相手方要望。契約内容、交換ということで、まず、次のページ、6ページに、場所でございますが□□の東側になる部分で、7ページを開けてください。今、県の許可申請もあって整備をしていらっしゃるところなん

ですけど、□□さんの田んぼの形がちょっといびつになっていまして、真四角にするということになりまして、今持っておられる□□さんの分と□□さんの□□とか□□とかずっと書いてございますけど、真四角にするという形で、もう今、工事がもうある面で完了しておりまして、交換をしたと。お気づきになったと思いますけど、□□さんが持っているのが365平米で、□□は396平米と若干面積は少し違いますけど、交換して利便性のいい形にしたということで、つまり所有権の移転を3条で申請が11月22日にありましたので、農業委員立会い、それから市のほうも立ち会って、ここで農業委員会にかけるといふ形の手はずを整えた次第でございますので、よろしく御協議をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

それでは、1番、2番につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：これ、面積が違うということは等価交換、等積交換、要するに等価交換が売買、追加金か何か出たわけですか、調整金。全く等価交換。

○職務代理：そこはもう出ていないですね。

○委員：等価交換。

○職務代理：等価交換という形で。

○委員：はい。

○職務代理：もうお互いにフィフティー・フィフティーで、利便性から考えてですね。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

では、3番に行きます。3番につきましては、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：譲受人、筑紫野市□□、農事組合法人□□理事、□□。譲渡人、小郡市□□、□□。申請地の表示、□□外3筆。地積、畑3,304、合計の3,304。異動の内容、申請理由、相手方要望、契約内容、贈与。

譲受人の□□の定款並びに今現在の経営状況等を確認させていただきました。非常にすばらしい経営をしてある農業体だと思っております。

また、次の日、11月22日に印鑑を頂きに来られましたので、その日、定款並びに現況を、資料の内容を確認いたしまして、続きまして11月23日に現地を見て回りました。もう何も作っていないらしくなくて草だけが刈ってあるような状況だったので、農地法の権利移動は十分整っていると思っております。

よろしく御審議お願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、事務局より追加の説明がございましたらお願いします。

○事務局：特にございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

11ページをお開けください。

議案第33号、農地法第4条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

1番について、地区担当委員であります□□番委員□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：番号1、申請者、筑紫野市□□、□□。申請地の表示は、□□。地積が田んぼで490平米。転用目的は農業用倉庫。構造規模は鉄骨造り平家建て。工事期間が令和5年1月15日から令和5年6月10日まで。農地の区分、第三種。資金の内訳、自己100%。建蔽率、35.2%。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域内の市街化調整区域内の農地です。

この件はもう私の家の近くなんですけど、武蔵台高校の近くの教円寺というお寺があります。あそこの横につくしやという文具店があります。その上はちょうどため池になっておりますけども、その下に渡辺さんの土地がありまして、これ、1筆全部じゃなくて分筆されて490平米分だけを農業倉庫に建てるということで、実質、これ前は水害が、西日本豪雨のとき水がだばっとつかっているでしょう、あの近辺は。いまだにビニールシートがあるところなんですけども、どうしてもやっぱり倉庫を造りたいということで、今後ため池の水の管理がオーバーフローする傾向がありますので、天拝坂の地区の雨水が、雨水幹線が全部ため池に入っているので調整不可能と。

これは私も市役所に今頼んでいるから、なぜ雨水幹線をため池に入れるかと。誰も管理し切れないじゃないか、天拝坂の水路を全部ため池に入れる必要ないでしょうと、私もそれ、言っております。県にも言っております。広松が養殖場で囲い込み漁法もしているって。囲い込みになっていないから、オーバーフローした分は、鯉も汚れも汚いため池のものも田んぼに全部入り込むと。田んぼの中でも大分鯉の死骸がありました。ということで、この件についてはとにかく水路をきちっと管理してもらうようにということで、大きなため池、三つのため池の脇田池というのがお寺の横に2万平米ぐらいのため池がありますので、それから、大きな4メートルの水路をして2メートルの河川があるので、絶対はけないんですよ。天拝坂の雨水幹線は全部ため池に入れているからですね。もう欠陥ため池ということで、いろいろ私も地元の人に要望しておりますので。

ということで、水路関係をきちっと今後するようにお願いしますということで、これはもう、しょうがありません。倉庫にされたほうがいいかなという感じではあります。だから水路の被害を受けないように、そういったことで、ため池の関係も市のほうの持分が4万平米ぐらいありますので、市のほうにも私も耳に入れております。下水道課にも言っています。

もう二、三年前からお願いしていますけど、九州豪雨の予算が来たけども筑紫野はなかなか予算をつけていないみたいですので、会計検査を受けたくないから予算を要求してないのかなとちょっと思ったりもしましたけどね。よそはもう22万か所のため池のうち2万か所欠陥があるということで、筑紫野もいっぱいあるということで、県議員や国会議員には言っていますが、なかなか市町村末端で予算要求まで行っていないみたいということで、一応そういったことだけ、水害だけはまだ起こるかもありませんということです。私もちゃんと伝言してオーケーしております。

以上です。

○議長：ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特段ございません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を農地法第4条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決する

ことといたします。

それでは、14ページをお開けください。

議案第34号、非農地証明願に関する件を議題といたします。3件ございまして、それぞれ行きたいと思います。

1番について、私のほうから説明をいたします。

申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田の50平米。当該地は昭和41年より耕作放棄地となっているため、現在は原野となっているというような状況です。

場所は、次のページを開けてください。位置図がついていると思いますが、山家でいう1区、上西山と言っている地域ですね。それもバス停がちょうど公民館のところがございます。その手前から奥にずっと入っていったところに、この奥をずっと行きますと甕冠神社とかそういったところのあるところがございます。現状、その上に、□□さんという別の造園業者の方もおられまして、そこにつきましては、以前の兼ね合いとかいろいろあって雑種地扱いみたいな形になっているかと思います。そういった状況でありますし、現状は原野みたいな、石を一部置いてありますし、そういった状況でございます。

事務局より何か補足がありましたら。

○事務局：特段ございません。

○議長：今申し上げましたとおりですが、それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：それでは、採決を行いたいと思います。

○推進委員：どうもすみません。

○議長：お疲れさまです。

○委員：これは田を原野に変更するということですかね。

○議長：原野になるんですね。どっち。

○委員：山林です。

○事務局：ここは。

○議長：登記書にも。

○事務局：雑種地というよりも、地目変更は法務局のほうでされますので、担当官がどのように判断するかというのはちょっと承知していません。

○委員：では、法務局の判断ということになるわけですね。

○事務局：そうです。

○委員：分かりました。

○議長：非農地の場合は全部そういった形になります。

それでは、採決を行います。本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、2番に行きます。2番につきましては、地区担当委員であります□□番委員□□さん、お願いいたします。

○委員：2番の説明をさせていただきます。

申請人住所氏名、筑紫野市□□、□□様。申請地の表示、□□。それから地積平米数は畑330平米です。申請内容といたしましては、当該地は昭和45年より宅地の一部として利用し現在に至っているために、現況は宅地となっております。

17ページの位置図をお開きいただきたいと思います。甘木線といいますかね、宝満橋を渡って川沿いにずっと吉木のほうに登っていく道路があるんですけども、それと高雄から吉木方面に行く柚の木の本のバス停の近くからずっと右へ行って、大宮司橋を渡って合流して50メートルほど行ったところに、大きく右へ、集落の中に入っていく、大きくカーブになった道路があるんですけど、18ページの字図をちょっと見ていただけますかね。大きくカーブになったところの、またそれから左手のほうに急な勾配の坂になっておりますけれども、その坂を上り詰めて2画目ですかね。そこが一応現況を見に行っただけですけど、やっぱり横に、手前の敷地に家が1軒建っているんですけども、やっぱり宅地みたいな形でもう整地されておりますので、御審議をお願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：委員さんのほうから説明があったとおりでございますので、特段ありません。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いします。

どうぞ。

○委員：これは税処理上は宅地としての課税評価になっているんですか。

○事務局：税務課のほうでは課税上宅地と聞いております。

○委員：はい。

○議長：よろしいですか。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：ほかにございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

では、3番に行きます。3番につきましては、地区担当委員であります□□番委員の□□委員さん、よろしくお願いします。

○委員：3番、筑紫野市□□、□□。申請時の表示、□□。畑283平米。当該地は昭和47年より耕作放棄地となっているため、現況は竹林となっていると。

これ、私も隣近所は、この前も言いましたけど、筑紫野インターチェンジができるときに□□さん、□□さん、□□、その間を通過、ずっとカーブして筑紫野インターに入っていくところの図です。

19ページに、これちょうど進入路がこの四角括弧の下にこのようにして細い道がありますけれども、もともとの高速道路がある、この高速道路の側道ですね。側道がもう竹やぶになっております。この横が□□さんとかいろんな人が進入路に関して用地を市がいろいろ買収した経緯も分かっていますので、あと残地というか、ちょうど高速道路のフェンス、亜鉛鋼で造ったフェンスだけど、フェンスももう穴が欠けて、できてちょっと危ないなという感じもしますが、それはもう高速、□□が考えることだからですね。

私も、この辺は私の知り合いも□□さんとか知っている人がおりますので、ちょっとやっぱり、できて昭和47年ですから、相当年数、ちょうどあれですよ、もう亜鉛鋼のフェンスといえども、亜鉛鋼の支柱は一応まだしっかりしているけども、フェンスの網が、肝腎の網がやっぱりもう補修してあるんですよ、下のほうは、さびて。だから、そういうところは□□とうまいこと交渉してもらわないと、これは後々問題になるかなという感じで思っております。

どっちにしたって、高速道路の真横のフェンス、横がもう竹やぶになっておりますので、これはもうあくまでも非農地ということで、以前はどうも切り株など見ていたらどうも家があったみたいですね。多分、高速ができる前は家屋敷の一部だったかも知れません。ということで、非農地証明ということが出ましたので、よろしくお願いします。

○議長：それでは、ありがとうございました。

事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：特にはございません。

○議長：それでは、この本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、採決を行います。

本案を原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することにいたします。

それでは、農政議案に移ります。

農政議案第26号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をよろしくお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号1、所有権移転を受ける者、□□。住所、□□。所有権移転をする者、公益財団法人福岡県農業振興推進機構理事長、□□。住所、福岡市中央区□□。所在地、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積は1,561平米。農振区分は農用地でございます。法律関係は売買。利用目的は水田。所有権移転の時期、対価の支払いの時期、引渡しの時期はいずれも令和4年12月23日となっております。

以降1筆ございますが、記載のとおりでございます。お読み取りください。

売買に関する件が1件、筆数としましては2筆、合計面積が2,820平米の所有権移転に関する件でございます。

本件、本農地につきましては、10月にお諮りして、一度、公益財団法人福岡県農業振興推進機構のほうで保有を行いまして、担い手であります□□氏に移転を行うといったものでございます。なお、□□氏につきましては認定農業者であります農事組合法人□□の構成員でございます。当該事業の要件に該当するといったところで県にも確認をしているところでございます。

説明は以上でございます。

○議長：ありがとうございます。

では、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

どうぞ。

○委員：知らないものでちょっと御確認なんですけど、この結局農地を出した方で□□さんから買われて、間に県の農業振興機構が入りますよね。これで、受け手のほうは認定農業者という条件があるんですか。

○農政担当：お答えさせていただきます。認定農業者でなくても、受けることは可能でございます。ただし、手数料の分が2.5%と3%ですね。一旦ちょっと手数料が変わってくるというのが。

○委員：売買の手数料ですか。

○農政担当：そうですね、売買価格のいろいろ登記費用とかを推進機構のほうがしてくれるんで

すけど、それに係る手数料が大体売買代金の2.5%が認定農業者、そうじゃない方は3%というのが手数料になってきて、それが差となってまいります。

○委員：それは登記費用まで含んでいるんですか。

○農政担当：登記費用も、はい、手続を全て含んで、手数料として。

○委員：売買価格の2.5%と3%。

○農政担当：そのパーセンテージがかかってまいります。

あと、要件に関しましては、当該地が農用地であるということ。あとは、また別途面積要件を定めておりまして、筑紫野市は9反耕作されている方じゃないといけないと。

○委員：9反以上。

○農政担当：9反以上という要件がちょこちょこあるんですけれども、そういった。

○委員：買う分も含めて9反以上の。

○農政担当：さようでございます。今回、法人西小田の構成員ということで、構成員の人数と耕作面積を割り戻して、1人当たりの分で9反を出しているといったところで、□□さん個人で取得したとしても問題ないといったところで整理しているところです。

○委員：すいません、追加で。これ、売ったほうはこういう県とか行政を通すと、売ったほうに税金の譲渡の控除があると思いますが。

○農政担当：さようでございます。譲渡取得の800万円だったと思いますが、そういった税制優遇の措置はございます。

○議長：耕作権はこれ□□が借りてある分何かですか。

○委員：それは□□さんが登記をした後に、今度は農地組合と利用権設定が。

○農政担当：一旦は個人で取得されたといったところです。以上でございます。

○委員：ありがとうございます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見等ございませんか。

(なし)

○議長：ありませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本件のとおり決定することといたします。

それでは、次のページをお開けください。

農政議案第27号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用権設定に関する件を議題といたします。

農政担当者の説明をお願いいたします。

○農政担当：読み上げて説明とさせていただきます。

番号4-12-001、貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、大野城市□□。所在地、□□。地目、田。面積、1,825平米。利用権の種類は使用貸借。利用権の内容は水田。期間につきましては、令和4年12月11日から令和10年6月10日までの約10年間となっております。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りいただければと思います。

○局長：6年間。

○農政担当：失礼、6年間でございます。申し訳ございません。

合計でございます。件数につきましては、新規が7件、筆数といたしましては19筆の、1万9,095平米の利用権設定に関する件でございます。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方はお願いいたします。

ちょっとすみません。今説明していただいた分がリニューアル前の分ですか。

○農政担当：同じ方です。

○議長：ほかに質疑等ございませんか。

(なし)

○議長：ございませんようですので、お諮りいたします。

本件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案のとおり決定することといたします。

一応議案全部終わりましたが、一応閉じます。閉じてしますかね。

それでは、ただいま定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和4年第12回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。